株式移転につき通知公告

当社は、株式会社ＩＣＳホールディングス（本店神奈川県愛甲郡愛川町三増二四七番地一五）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

なお、本株式移転にともない、会社法第八〇六条第一項の規定にもとづき、当社株式の買取請求をされる株主の皆様は、本日から二十日以内に、当社に対して書面によりその旨および株式買取請求に係る株式数をご通知下さい。

平成二十八年一月二十九日

神奈川県愛甲郡愛川町三増二四七番地一五

株式会社アイ・シイ・エス

代表取締役　新川　親生

限定承認公告

本籍神奈川県鎌倉市岩瀬一丁目八番、最後の住所東京都北区西ヶ原四丁目五一番三五―七二三号　被相続人　亡　本多　元

右被相続人は平成二十七年六月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十九日

神奈川県鎌倉市西鎌倉二丁目九番二二号

限定承認者　本多　将

特別代理人　中村　晃

横浜市中区相生町一丁目三番地モアグランド関内ビル四階　横浜あかり法律事務所

右代理人弁護士　佐賀　悦子

限定承認公告

本籍神奈川県相模原市中央区相模原六丁目二五四番地七、最後の住所神奈川県相模原市中央区相模原六丁目一一番二号

被相続人　亡　山崎　正憲

右被相続人は平成二十七年十月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十五日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十九日

神奈川県相模原市中央区相模原六丁目一一番二号

限定承認者　山崎　一代

限定承認公告

本籍広島県福山市霞町三丁目七番、最後の住所広島県福山市霞町三丁目七番一〇号

被相続人　亡　三鼓　竟

右被相続人は平成二十六年十二月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十九日

広島県福山市新涯町六丁目八番三〇号

限定承認者　金澤　章子

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、マン・グループ・ジャパン・リミテッド（住所　東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー）に対して当社の投資助言・代理業及び投資運用業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、事業譲渡の効力発生日時は平成二十八年三月一日午前〇時です。

平成二十八年一月二十九日

東京都港区芝公園一丁目三番一二号

マン・ニュースミス投資顧問株式会社

代表取締役社長　宮崎　純

登録金融機関業務の廃止の公告

当社は、平成二十八年二月二十九日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法については、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年一月二十九日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

ウニクレディト銀行

日本における代表者　道脇　清張

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十二億円減少し、九十三億千四百七十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十八年三月一日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十月八日

掲載頁　五十八頁（号外第二三一号）

平成二十八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル九階

Starhill Global REIT One株式会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十二億二千三百五十万五千二百六十三円減少し、十九億二千六百四十九万四千七百三十七円とすることにいたします。効力発生日は平成二十八年三月一日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十八年一月二十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクスⅡ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月四日

掲載頁　六十四頁（号外第二四九号）

平成二十八年一月二十九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｍｉｒａｄａ特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済第一優先出資一億三千五百万口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年三月一日までに当社にご提出ください。

平成二十八年一月二十九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｍｉｒａｄａ特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第六十四号）

平成二十八年一月二十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社ジュピテル

取締役　須貝　信

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済Ａ号優先出資のうち四千八百口を消却することにいたしましたので、当社のＡ号優先出資証券を所有する方は効力発生日である平成二十八年三月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年一月二十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社ジュピテル

取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十八年一月二十七日（号外第十八号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本金の額を五千六百五万六千円減少」とあるは「資本金の額を五千五十六万一千円減少」の誤りにつき訂正いたします。

なお、この資本金及び準備金の額の減少に対して異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月二十九日

岐阜県本巣市曽井中島二四〇八番地の一

東洋プレコン工業株式会社

代表取締役　島澤　正治

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　一月二十九日付第二〇号七
調達第一九号七二ページ
二ページ●同日付第二一号一九二ページ●同日付政府
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）